中小事業主・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革」の取り組みを支援するために、労働基準監督官が事業場を個別に訪問して、「訪問支援」を行います。「訪問支援」を希望される事業者の方は、労働基準監督署に直接電話をしていただくか、以下の申込書に記入の上、労働基準監督署に送付をお願いします。（送付状は不用です。このまま送付してください。（ＦＡＸ可））

なお、「訪問支援」には、賃金台帳や36協定などの書類を準備いただく必要はありません。

**訪問支援利用申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 担当部署 |  |
| 連絡先（電話番号） | －　　　　－ |

（担当者のお名前を記入していただく必要はありません。）

**相　談　事　項**

（該当する番号に○、該当する項目に☑を記入してください。複数可）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１** | **改正労働基準法等に関すること**  □残業時間の上限規制  □「勤務間インターバル」制度  □年間５日の年次有給休暇の取得  □月60時間超の残業の割増賃金の引き上げ  □労働時間の客観的な把握  □「フレックスタイム制」の拡充  □「高度プロフェッショナル制」  □産業医・産業保健機能の強化 | **２** | **労働時間・時間外労働に関すること**  □所定労働時間の設定、見直し  □変形労働時間制  □休憩時間・休日の設定、見直し  □裁量労働制（□専門業務型　□企画業務型）  □時間外労働削減の取組内容・好事例  □時間外労働・休日労働に関する協定届け  □振替休日、代休、割増賃金  □労働時間の適正な把握 |
| **３** | **年次有給休暇に関すること**  □年次有給休暇の取得促進・好事例等  □年次有給休暇の計画的付与制度  □パート・アルバイト等の年次有給休暇  □その他の特別休暇 | **４** | **労働者の健康管理に関すること**  □健康診断、面接指導、医師からの意見聴取  □過重労働による健康障害の防止  □職場におけるメンタルヘルス対策  □衛生員会、産業医、衛生管理者等 |

**【申込先】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区 | 労働基準監督署 | 所在地 | 電話番号 | ＦＡＸ |
| 東部地区 | 鳥取労働基準監督署 | 〒680-0845　鳥取市富安2丁目89-4 | 0857-24-3211 | 0857-24-3213 |
| 西部地区 | 米子労働基準監督署 | 〒683-0067　米子市東町124-16 | 0859-34-2231 | 0859-34-2233 |
| 中部地区 | 倉吉労働基準監督署 | 〒682-0816　倉吉市駄経寺町2-15 | 0858-22-6274 | 0858-22-6275 |